

令和4年度羽曳野市特別職報酬等審議会（議事概要）

1 会議名

令和4年度羽曳野市特別職報酬等審議会

2 開催日時及び開催場所

日時：令和4年11月28日（月） 午後2時00分～午後2時30分

場所：羽曳野市役所 議会棟 第2委員会室

3 出席委員数

5名中5名出席

※羽曳野市特別職報酬等審議会規則第6条第2項の規定により過半数の出席があったため、会議は成立します。

4 会議次第

1 開会

2 副市長あいさつ

3 会長あいさつ

4 審議事項

議題：市長、副市長及び教育長の期末手当の額について

5 閉会

5 審議事項

●市長、副市長及び教育長の期末手当の額

賛成とする者 5名 反対とする者 0名

令和4年11月4日に市長から「諮問」のあった市長、副市長及び教育長の期末手当の額について、年間の期末手当の支給月数を4.3月分から「4.4月分」とすることについて承認

（諮問書については別紙①のとおり）

(質疑・意見 等)

●委員

人口や財政規模等、似たような自治体との数字を比較して、平均前後の数字として同じような感じで、特に異論はない。

●委員

人事院からのボーナス改定の勧告には従わなければならないものなのか。羽曳野だけ、異なる対応をすることもできるのか。

→事務局

人事院からのボーナス改定に関する勧告は、原則としては一般職の職員に対するボーナスの支給月数の数字と考えている。特別職については、これに準ずる仕組みとはなっておらず、各自治体がそれぞれ判断することになる。制度上は、特別職は異なる対応をすることは可能である。

●委員

他の自治体と比較しても、引き上げ幅に違和感はない。組織のトップである市長は、もっともらってもいいのではないか。正当な対価をもらうべき。この内容に異論はない。

●委員

市長の給料はどのくらいの数字が妥当なのか分からないが、一般職の職員の給与が上がる中、市長が減額されるようなことはない。一般職の期末手当が「4.4」になるのであれば、市長の期末手当も「4.4」となるのは妥当なところ。

●委員

他の委員の方々が妥当という判断ということであれば、その意見に賛同する。

6 答申

会議の結果を受けて、令和4年12月5日に「答申」を市長に提出
(答申書については別紙②のとおり)

羽曳野市特別職報酬等審議会
会長 木村 三千世 様

羽曳野市長 山入端 創

市長、副市長及び教育長の期末手当の額について（諮問）

市長、副市長及び教育長（以下「特別職」という。）の期末手当の額について、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問理由

特別職の給料等の額については、複雑、高度化する職務の内容及びその職責、他の地方公共団体の特別職の給料等の額、一般職の職員の給与改定の状況、社会経済情勢の変化等を踏まえ、適時適切に決定してきたところ

このたび、一般職の職員の勤勉手当の支給月数の改定を行う予定であり、特別職の期末手当の額について、本市を取り巻く社会経済状況等を踏まえ、市民の理解が得られるものとするために、本審議会に改定案を諮問するもの

2 諮問内容

特別職の期末手当の支給月数の改定

改定案	現行
年間4.4月分	年間4.3月分

3 改定時期

令和4年12月下旬（令和4年12月期から遡及して適用）

令和4年12月5日

羽曳野市長 山入端 創 様

羽曳野市特別職報酬等審議会
会長 木村 三千世

市長、副市長及び教育長の期末手当の額について（答申）

羽曳野市特別職報酬等審議会は、羽曳野市特別職報酬等審議会規則に基づき、貴職から令和4年11月4日付けで諮問のあった「市長、副市長及び教育長の期末手当の額」について審議を行ったところ、下記のとおり結論を得たので答申する。

記

○市長、副市長及び教育長の期末手当の額について

昨今の社会経済状況等から民間の支給月数との均衡を図るため、人事院の勧告に基づいて国家公務員の一般職の職員の勤勉手当の支給月数が改定された。これを受けて、当市の一般職の職員も同様に改定されることとなり、これに準じて市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数を次のとおり改定することは、府内の自治体の改定状況や改定後の市長、副市長及び教育長の給与水準等も踏まえて慎重に審議したところ、適当であるとの結論に至った。

改定	現行
年間4.4月分	年間4.3月分